

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | 別表第2（第5条関係） | | |
| ガス用品の区分 | 型式の区分 | | ガス用品の区分 | 型式の区分 | |
| | 要素 | 構造等の区分 | | 要素 | 構造等の区分 |
| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 | ガス瞬間湯沸器の構造 | (1)、(2)（略） | 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の構造 | ガス瞬間湯沸器の構造 | (1)、(2)（略） |
| | 点火の方法 | (1)、(2)（略） | 点火の方法 | 点火の方法 | (1)、(2)（略） |
| | ガス消費量切替装置の有無 | (1)、(2)（略） | ガス消費量切替装置の有無 | ガス消費量切替装置の有無 | (1)、(2)（略） |
| | 立ち消え安全装置の構造 | (1)、(2)（略） | 立ち消え安全装置の構造 | 立ち消え安全装置の構造 | (1)、(2)（略） |
| | 停電時の立ち消え安全装置の作動方式 | (1)～(3)（略） | 停電時の立ち消え安全装置の作動方式 | 停電時の立ち消え安全装置の作動方式 | (1)～(3)（略） |
| | 給排気の方法 | (1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの | 給排気の方法 | 給排気の方法 | (1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの |
| | <u>不完全燃焼を防止する機能に係る検知部の機構</u> | (1) <u>熱電対式のもの</u> (2) <u>フレームロッド式のもの</u> (3) <u>COセンサー式のもの</u> (4) <u>パイメタル式のもの</u> (5) <u>サーミスター式のもの</u> | | | |

| | | |
|-------------------------------|------------------|----------------------------|
| | | (6) <u>その他のもの</u> |
| | 燃焼室内の圧力 | (1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの |
| | メインバーナーの材質 | (1)、(2) (略) |
| | 遮熱板の有無 | (1)、(2) (略) |
| | 熱交換部の材質 | (1)～(3) (略) |
| | 給水自動ガス弁の構造 | (1)～(3) (略) |
| | 表示ガス消費量 | (1)～(6) (略) |
| 半密燃焼式 ガスストーブ | (略) | |
| 半密閉燃焼 式ガスバー ナー付ふる がま | ふろがまの構造 | (1)、(2) (略) |
| | 点火の方法 | (1)、(2) (略) |
| | ガス消費量切替装置の有無 | (1)、(2) (略) |
| | 立ち消え安全装置の構造 | (1)、(2) (略) |
| | 炎検出部の機構 | (1)～(3) (略) |
| | 停電時の立ち消え安全装置の作動方 | (1)～(4) (略) |

| | | |
|-------------------------------|------------------|----------------------------|
| | | |
| | 燃焼室内の圧力 | (1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの |
| | メインバーナーの材質 | (1)、(2) (略) |
| | 遮熱板の有無 | (1)、(2) (略) |
| | 熱交換部の材質 | (1)～(3) (略) |
| | 給水自動ガス弁の構造 | (1)～(3) (略) |
| | 表示ガス消費量 | (1)～(6) (略) |
| 半密燃焼式 ガスストーブ | (略) | |
| 半密閉燃焼 式ガスバー ナー付ふる がま | ふろがまの構造 | (1)、(2) (略) |
| | 点火の方法 | (1)、(2) (略) |
| | ガス消費量切替装置の有無 | (1)、(2) (略) |
| | 立ち消え安全装置の構造 | (1)、(2) (略) |
| | 炎検出部の機構 | (1)～(3) (略) |
| | 停電時の立ち消え安全装置の作動方 | (1)～(4) (略) |

| 式 | |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給排気の方法 | (1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの |
| <u>不完全燃焼を防止する機能に係る検知部の機構</u> | (1) <u>熱電対式のもの</u> (2) <u>フレイムロッド式のもの</u> (3) <u>CO センサー式のもの</u> (4) <u>パイメタル式のもの</u> (5) <u>サーミスター式のもの</u> (6) <u>その他のもの</u> |
| 燃焼室内の圧力 | (1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの |
| メインバーナーの材質 | (1)、(2) (略) |
| 遮熱坂の有無 | (1)、(2) (略) |
| 熱交換部の材質 | (1)～(3) (略) |
| 自動消火装置の構造 | (1)～(3) (略) |
| 空だき防止装置の機構 | (1)～(3) (略) |
| 給湯部の有無 | (1)、(2) (略) |
| 給湯部の構造 | (1)、(2) (略) |
| 給湯の方式 | (1)～(4) (略) |
| 表示ガス消費量 | (1)～(9) (略) |

| 式 | |
|------------|------------------------------|
| 給排気の方法 | (1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの |
| | |
| 燃焼室内の圧力 | (1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの |
| メインバーナーの材質 | (1)、(2) (略) |
| 遮熱坂の有無 | (1)、(2) (略) |
| 熱交換部の材質 | (1)～(3) (略) |
| 自動消火装置の構造 | (1)～(3) (略) |
| 空だき防止装置の機構 | (1)～(3) (略) |
| 給湯部の有無 | (1)、(2) (略) |
| 給湯部の構造 | (1)、(2) (略) |
| 給湯の方式 | (1)～(4) (略) |
| 表示ガス消費量 | (1)～(9) (略) |

| | |
|----------------------------------|-----|
| ガスふるバーナー～密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付きふるがま | (略) |
|----------------------------------|-----|

| | |
|----------------------------------|-----|
| ガスふるバーナー～密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付きふるがま | (略) |
|----------------------------------|-----|

別表第3 (第11条、第13条関係)

| ガス用品の区分 | 技術上の基準 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 | <p>1～8 (略)</p> <p>9 立ち消え安全装置は、<u>正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。</u></p> <p>13の2 <u>自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 機器の設置されている部屋(以下「自室」という。)が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度(体積パ</u></p> |

別表第3 (第11条、第13条関係)

| ガス用品の区分 | 技術上の基準 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 | <p>1～8 (略)</p> <p>9 立ち消え安全装置は、<u>炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。</u></p> |

ーセント。以下同じ。)が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)にあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14の2 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)にあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及び(2)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 機器設置室以外の部屋(以下「他室」という。)が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条

14 強制排気式のもの(次項に掲げるものを除く。)にあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条

件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「 <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> 」という。） | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 （略）

18 先止め式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ～ロ （略）

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) （略）

19～22 （略）

22 の 2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

23～25 （略）

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(5) （略）

件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「 <u>一酸化炭素濃度</u> 」という。） | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 （略）

18 先止め式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ～ロ （略）

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) （略）

19～22 （略）

23～25 （略）

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(5) （略）

(6) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の 13 の 2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の 14 の 2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

| 装 置 | 回 数 | |
|----------------------------|--------------|--------------|
| | 元止め式のもの | 先止め式のもの |
| 器具栓 | 12,000 | 6,000 |
| 点火装置 | 12,000 | 6,000 |
| 給水自動ガス弁 | 25,000 | 50,000 |
| 立ち消え安全装置 | 1,000 | 1,000 |
| 器具ガバナー | 30,000 | 30,000 |
| <u>自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u> | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> |
| <u>強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u> | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> |

27 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

半密閉燃焼式ガスストーブ 1～15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 装 置 | 回 数 | |
|----------|---------|---------|
| | 元止め式のもの | 先止め式のもの |
| 器具栓 | 12,000 | 6,000 |
| 点火装置 | 12,000 | 6,000 |
| 給水自動ガス弁 | 25,000 | 50,000 |
| 立ち消え安全装置 | 1,000 | 1,000 |
| 器具ガバナー | 30,000 | 30,000 |

27 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

半密閉燃焼式ガスストーブ 1～15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|----------------------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 ~ 27 (略)

28 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

29 ~ 30 (略)

半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがま

1 ~ 8 (略)

9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

10 ~ 12 (略)

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ (略)

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造でき

| 事 項 | 条 件 |
|---------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 一酸化炭素濃度 | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 ~ 27 (略)

28 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

29 ~ 30 (略)

半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがま

1 ~ 8 (略)

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 ~ 12 (略)

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ (略)

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ない構造であること。

13 の 2 自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて(1)に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがまの項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 の 2 強制排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及び(2)に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがまの項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 他室が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動

14 強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

- 15 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|----------------------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> | 0.28 パーセント以下であること。 |

- 16 (略)

- 17 給湯できるもの(先止め式のものに限る。)にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置(以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。)を有すること。

イ~ロ (略)

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) (略)

- 18 ~ 22 (略)

- 22 の 2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

- 23 (略)

- 24 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

- 15 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|---------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 一酸化炭素濃度 | 0.28 パーセント以下であること。 |

- 16 (略)

- 17 給湯できるもの(先止め式のものに限る。)にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置(以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。)を有すること。

イ~ロ (略)

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) (略)

- 18 ~ 22 (略)

- 23 (略)

- 24 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

- (1) (略)
- (2) 装置が正常に機能しなかつたとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (3) 容易に改造できない構造であること。

25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(7) (略)

(8) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13の2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、14の2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

| 装 置 | 回 数 | |
|-------------------------|----------|-----------|
| | 給湯のできるもの | 給湯のできないもの |
| 器具栓 | 12,000 | 6,000 |
| 点火装置 | 12,000 | 6,000 |
| 給水自動ガス弁 | 50,000 | |
| 立ち消え安全装置 | 1,000 | 1,000 |
| 器具ガバナー | 30,000 | 30,000 |
| 自動消火装置 温度を感知して作動するもの | 6,000 | 6,000 |
| 一定時間の経過により作動するもの | 2,000 | 2,000 |
| 遠隔操作装置（ワイヤー等を | 6,000 | 6,000 |

(1) (略)

(2) 感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)～(7) (略)

| 装 置 | 回 数 | |
|-------------------------|----------|-----------|
| | 給湯のできるもの | 給湯のできないもの |
| 器具栓 | 12,000 | 6,000 |
| 点火装置 | 12,000 | 6,000 |
| 給水自動ガス弁 | 50,000 | |
| 立ち消え安全装置 | 1,000 | 1,000 |
| 器具ガバナー | 30,000 | 30,000 |
| 自動消火装置 温度を感知して作動するもの | 6,000 | 6,000 |
| 一定時間の経過により作動するもの | 2,000 | 2,000 |
| 遠隔操作装置（ワイヤー等を | 6,000 | 6,000 |

| | | |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 用いて機械的に操作するものに限る。) | | |
| <u>自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u> | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> |
| <u>強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u> | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> |

- 27 通常の使用状態において4時間以上(給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上)断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。
 (1)~(2) (略)
 (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の15に定める基準に適合すること。
 28~29 (略)

ガスふるバーナー (略)

- 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器
 1~12 (略)
 13 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
 (1) (略)
 (2) 不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能(以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。
 イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.14パーセント以下でバーナーへのガス通路を自動的に閉ざすこと。
 ロ 排ガス通路が閉そくして燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.14パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから10分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
 ハ (略)
 14~16 (略)
 17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| | | |
|--------------------|--|--|
| 用いて機械的に操作するものに限る。) | | |
|--------------------|--|--|

- 27 通常の使用状態において4時間以上(給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上)断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。
 (1)~(2) (略)
 (3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の15に定める基準に適合すること。
 28~29 (略)

ガスふるバーナー (略)

- 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器
 1~12 (略)
 13 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
 (1) (略)
 (2) 不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能(以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。
 イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、一酸化炭素濃度が0.14パーセント以下でバーナーへのガス通路を自動的に閉ざすこと。
 ロ 排ガス通路が閉そくして一酸化炭素濃度が0.14パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから10分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
 ハ (略)
 14~16 (略)
 17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> | 開放燃焼式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.28パーセント以下であること。 |

18 密閉燃焼式のものうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

19 ~ 30 (略)

31 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

32 ~ 33 (略)

開放燃焼式 1 ~ 13 (略)

若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ 14 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げる機能(以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項において「不

| 事 項 | 条 件 |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 一酸化炭素濃度 | 開放燃焼式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.28パーセント以下であること。 |

18 密閉燃焼式のものうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

19 ~ 30 (略)

31 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

32 ~ 33 (略)

開放燃焼式 1 ~ 13 (略)

若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ 14 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げる機能(以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項において「不

ブ

完全燃焼防止機能」という。)を有すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が 0.07 パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉そくして燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が 0.07 パーセント以上になる状態において、バーナーに点火した時から 10 分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ (略)

15 ~ 17 (略)

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> | 開放燃焼式のものにあつては、0.07 パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。 |

(注) 開放燃焼式のものにあつては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

19 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス

ブ

完全燃焼防止機能」という。)を有すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、一酸化炭素濃度が 0.07 パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉そくして一酸化炭素濃度が 0.07 パーセント以上になる状態において、バーナーに点火した時から 10 分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ (略)

15 ~ 17 (略)

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 一酸化炭素濃度 | 開放燃焼式のものにあつては、0.07 パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。 |

(注) 開放燃焼式のものにあつては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

19 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭

中の一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

20 ~ 32 (略)

33 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。

34 ~ 35 (略)

密閉燃焼式
又は屋外式
のガスバー
ナー付ふる
がま

1 ~ 15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|----------------------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒以下の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

18 ~ 30 (略)

31 通常の使用状態において 4 時間以上 (給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15 時間以上) 断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

20 ~ 32 (略)

33 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。

34 ~ 35 (略)

密閉燃焼式
又は屋外式
のガスバー
ナー付ふる
がま

1 ~ 15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

| 事 項 | 条 件 |
|---------|--------------------------|
| リフティング | ないこと。 |
| 消火 | ないこと。 |
| 逆火 | ないこと。 |
| すすの発生 | 黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。 |
| 一酸化炭素濃度 | 0.28 パーセント以下であること。 |

17 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒以下の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

18 ~ 30 (略)

31 通常の使用状態において 4 時間以上 (給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15 時間以上) 断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

32 ~ 33 (略)

(備考) (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

32 ~ 33 (略)

(備考) (略)